

令和 7 年第 2 回中津川市議会（臨時会）提出予定議案

令和 7 年第 2 回中津川市議会（臨時会）に、報告 1 件、人事 1 件、その他 2 件、合計 4 件の議案を提出します。

（報 告）

1、専決処分の承認を求めることについて

3 月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

・中津川市税条例の一部改正について（専第 2 号）

①二輪車の税率区分の見直し

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0Kw（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税額を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。

②道路交通法の一部改正に伴う改正

免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という）の運用開始に伴い、軽自動車税の種別割の身体障害者等に対する減免の申請におけるマイナ免許証の取扱いについても、運転免許証が提示された場合と同様に取り扱う。

③固定資産税の減額の適用を受けるための申告に係る規定の新設

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合でも、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。

・施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

・中津川市都市計画税条例の一部改正について（専第 3 号）

・地方税法の改正に伴う項ずれの改正

・施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について（専第4号）

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六條の地方公共団体等を定める省令の改正によって、固定資産税免除の特例を受ける施設の設置期限が「令和7年3月31日」から「令和10年3月31日」へ変更された。

条例においても、特例対象施設の設置期限を上記省令改正の内容に合わせて、「令和10年3月31日」まで延長する改正を行う。

- ・改正の内容
適用期限を「令和7年3月31日まで」から「令和10年3月31日まで」に延長する。
- ・施行期日 令和7年4月1日

（人 事）

1、中津川市監査委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者	氏名	うしだ けいいち 牛田 敬一（新任）
-------	----	-----------------------

（その他）

1、財産の取得について

北消防署の高規格救急自動車を更新する。

- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 31,900,000円
- ・契約の相手方 中津川市八幡町5番23号
岐阜トヨタ自動車株式会社 中津川店
店長 酒井 宏泰

2、財産の取得について

坂下分団第1部の消防ポンプ自動車1台を更新する。

- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 23,870,000円
- ・契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田
電話：0573-66-1111（内線442）

